

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

国土交通省では、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 19 条第 2 項に基づき、環境大臣の定めた許容限度を確保するよう考慮し、道路運送車両の保安基準関係法令において、排ガス規制を実施している。

令和6年9月環境省の諮問機関である中央環境審議会は「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十五次答申）」（以下「答申」という。）において、更なる粒子状物質（PM）の低減を図るため、PM規制値について強化するとともに、特殊自動車以外の自動車に導入している粒子数（PN：Particle Number）規制をディーゼル特殊自動車についても導入し、令和9年末までに適用を開始することが適当とした。

2. 概要

(1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正（第1条関係）

答申に基づき、軽油を燃料とする特殊自動車であって、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満の原動機を備えるものについて、粒子状物質（PM）に係る質量規制を強化するとともに、粒子状物質の個数（PN）に係る規制を新たに適用する。

これに伴い、型式指定自動車等に係る平均値規制値及び非認証車に係る上限値規制値について PM 規制値を強化するとともに、PN 規制を導入する。

このほか、所要の改正を行う。

現行規制					粒子状物質の次期規制値	
	CO [g/kWh]	NMHC [g/kWh]	NOx [g/kWh]	PM [g/kWh]	PM [g/kWh]	PN [#/kWh]
定格出力19kW以上37kW未満	5.0 (6.5)	0.7 (0.9)	4.0 (5.3)	0.03 (0.04)	0.015 (0.02)	1x10 ¹² (1.33x10 ¹²)
定格出力37kW以上56kW未満	5.0 (6.5)	0.7 (0.9)	4.0 (5.3)	0.025 (0.033)		
定格出力56kW以上75kW未満	5.0 (6.5)	0.19 (0.25)	0.4 (0.53)	0.02 (0.03)		
定格出力75kW以上130kW未満	5.0 (6.5)	0.19 (0.25)	0.4 (0.53)	0.02 (0.03)		
定格出力130kW以上560kW未満	3.5 (4.6)	0.19 (0.25)	0.4 (0.53)	0.02 (0.03)		

【適用日】

新 型 車：令和 9 年（2027 年）12 月 1 日

継続生産車：令和 12 年（2030 年）12 月 1 日

（２）道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正（第 2 条関係）

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条及び第 67 条の 2 の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 12 月

施 行：公布の日